学校感染症について

１　学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第１８条）

第１種	・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH５N１であるものに限る。） ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第６条第７項から第９項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症についても、第１種感染症とみなす。
第２種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H５N１、H７N9）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核および髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

学校保健安全法で定める学校において予防すべき感染症は、感染症ごとに定められており下記に記載する出席停止期間、または学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまでは出席停止となりその期間は欠席とはみなしません。もし、これらの病気に感染した場合は、速やかに担任もしくは養護教諭に申し出てください。

後日、医師の診察の結果、登校の許可が出ましたら「感染症登校許可書」に必要事項を記入していただき登校時に持たせて下さい。

登校許可書は、学校においていますが、HPからもダウンロード出来ます。
ダウンロードして頂いた場合、学年・組・名前をご記入の上医療機関にお渡しください。

病名	感染しやすい期間	登校（園）のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから（幼児にあっては3日）
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了してから
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 （水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発しんがかさぶたになってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消退した後2日を経過してから
結核		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症（O157，O26，O111等）		有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められてから。（無症状病原体保有者の場合には、トイレで排泄習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要はない。）
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療を開始して24時間経過するまでは感染源となる	症状により学校医その他の医師により感染のおそれがないと認められてから

本日たくさんの保健関係の「書類」を配布しています。お手数ですが、必ずご覧いただき提出しないといけない配布物には、もれなく記入し期限までにご提出くださるようお願いいたします。